

もしもの災害に備えよう



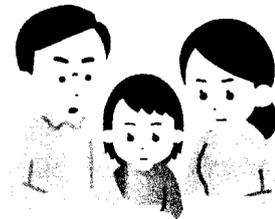
日頃から「自分たちの命はまず自分で守る」という心構えを持ち、また、災害があっても常に落ち着いて行動できるように考えておきましょう。

災害時に身を守る上で最も大切なことは、安全な場所に「早めに避難」することです。

避難の心得

- 避難情報が発令されたら、速やかに指示に従いましょう
- 隣近所の人たちに声を掛け合って集団で避難しましょう
- 必ず徒歩で避難し、自動車は使わないようにしましょう（道路の渋滞や救急活動の妨げを防止するため）
- 避難する前に、ガスの元栓は閉め、電気器具のスイッチ、電気ブレーカを切っておきましょう。
- ラジオ、テレビなどの災害情報をよく聞き、あわてず落ち着いて行動しましょう
- 日頃から食料や水などの非常持ち出し品を用意しておきましょう
※冬場は、防寒着やカイロなども用意しましょう

家族の役割分担



いつ発生するか分からない自然災害。そのとき家族が一緒にいるとは限りません。

家族で次のようなことを定期的に話し合い、災害時にもあわてず行動できるようにしましょう。

- ✓ 自宅や近所の災害リスクを共有
- ✓ 家族との連絡方法
- ✓ 非常持ち出し品や備蓄品
- ✓ 避難場所や避難経路 など

災害の備えに役立つ情報

● さっぽろ防災ハンドブック



- 自宅内の安全対策
- 家庭での備え
- 災害発生時の行動
- 情報収集方法



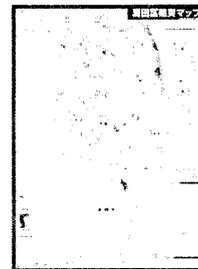
● 自主防災マニュアル



- 自主防災活動の必要性
- 町内会の組織編成の例
- 平常時、災害時の行動
- 防災訓練の手引き など



● 清田区防災マップ



- 避難所一覧
- 緊急連絡先
- 土砂災害警戒区域など



● 札幌市浸水ハザードマップ



- 内水氾濫と洪水
- 浸水の危険度
- 大雨への備え
- 避難所一覧 など



● 札幌市地震防災マップ



- 震度分布図
- 液状化危険度
- 家屋全壊率
- 避難所一覧 など



● 札幌市防災アプリ「そなえ」



スマートフォン向け防災アプリ。緊急情報が通知されるほか、避難場所の確認やAR(拡張現実)機能で危険度体験ができます。



清田区

土木センター便り

第81号

令和6年9月発行



歩道にロードヒーティングを設置されている皆様へ

届出はお忘れではありませんか？

以下の場合、廃止届や変更届の提出が必要。
まずは、土木センターにご相談ください。

- ① 歩道に占有しているロードヒーティングを今後、使用する予定がない。
- ② 占有者の住所や氏名等が変わった。
- ③ ロードヒーティングを第三者に譲渡した。

継続申請はしていますか？

ロードヒーティングの占有期間は5年以内です。
占有許可期間が満了する前に、占有者の皆様には、ご案内を郵送し継続申請の手続きをお願いしています。

もし、お手元にある道路占有許可書に記載された占有期限が過ぎている場合には、一度、土木センターへご連絡ください。

 札幌市 道路占有の許可条件

庭木がはみ出していませんか？

庭木が道路にはみ出していると、人に当たってケガをしたり、車を傷つけたり、事故の原因となりかねません。

また、庭木が道路にはみ出していることが原因の事故は、その所有者が責任を問われる場合があります。

道路にはみ出した庭木は、所有者の責任で剪定をお願いします。

《道路にはみ出している庭木》



地域の除雪活動を支援しています

札幌市では市道などで行う地域の除雪活動に対する支援制度を設けています。
必要に応じて支援制度をご活用ください。

	小型除雪機の貸出	除雪用具の貸出
対象	町内会又は除雪ボランティア団体	町内会、学校、企業、NPOなどの団体
貸出用具	ハンドガイド型小型除雪機 (10馬力程度。機種を選択不可)	スコップ、スノーダンプなど
費用	無償	無償
条件	・市が指定するボランティア保険への加入 ・貸出終了後に報告書等を提出など	貸出終了後に報告書の提出など
申込期間	9月2日から30日まで	随時、受け付けています。
申込・問合せ	雪対策室計画課 (011-211-2682)	清田区土木センター (011-888-2800)